

熊本市立高等学校学則の一部改正について

熊本市立高等学校学則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本市立高等学校学則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名称、課程」を「課程」に改め、同条の表熊本市立千原台高等学校の部普通科の項中「普通科」を「情報ビジネス探究科」に、「80人」を「120人」に改め、同部情報科の項中「情報科」を「健康スポーツ探究科」に、「120人」を「40人」に改める。

第4条第3項中「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改める。

第5条第4項中「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改める。

第6条中「行なわない」を「行わない」に改める。

第8条第3項中「校長が」を「、校長が」に改める。

第18条の2第3項中「30単位」を「36単位」に改める。

第19条第1項中「入学願」を「、入学願」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に改める。

第24条第2項及び第3項中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 熊本市立千原台高等学校の普通科及び情報科は、この規則による改正後の第2条

の規定にかかわらず、令和5年3月31日にこれらの学科のいずれかに在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(提出理由)

熊本市立高等学校条例の改正に伴い、千原台高等学校の学科名及び入学定員を変更するため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立高等学校学則（昭和41年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																																				
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条の規定により熊本市が設置する高等学校（以下「高等学校」という。）の学則を定めるものとする。</p> <p>（課程、学科等）</p> <p>第2条 高等学校の<u>課程</u>、学科、入学定員及び修業年限は、次表のとおりとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条の規定により熊本市が設置する高等学校（以下「高等学校」という。）の学則を定めるものとする。</p> <p>（課程、学科等）</p> <p>第2条 高等学校の<u>名称、課程</u>、学科、入学定員及び修業年限は、次表のとおりとする。</p>	<p>名称は条例で定まっているため、削る。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="3">全日制の課程</th> </tr> <tr> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>修業年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立必由館高等学校</td> <td>普通科</td> <td>360人</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熊本市立千原台高等学校</td> <td>情報ビジネス探究科</td> <td>120人</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>健康スポーツ探究科</td> <td>40人</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table>	名称	全日制の課程			学科	入学定員	修業年限	熊本市立必由館高等学校	普通科	360人	3年	熊本市立千原台高等学校	情報ビジネス探究科	120人	3年	健康スポーツ探究科	40人	3年	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="3">全日制の課程</th> </tr> <tr> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>修業年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立必由館高等学校</td> <td>普通科</td> <td>360人</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熊本市立千原台高等学校</td> <td>普通科</td> <td>80人</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>情報科</td> <td>120人</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table>	名称	全日制の課程			学科	入学定員	修業年限	熊本市立必由館高等学校	普通科	360人	3年	熊本市立千原台高等学校	普通科	80人	3年	情報科	120人	3年	<p>学科名及び入学定員変更</p>
名称		全日制の課程																																				
	学科	入学定員	修業年限																																			
熊本市立必由館高等学校	普通科	360人	3年																																			
熊本市立千原台高等学校	情報ビジネス探究科	120人	3年																																			
	健康スポーツ探究科	40人	3年																																			
名称	全日制の課程																																					
	学科	入学定員	修業年限																																			
熊本市立必由館高等学校	普通科	360人	3年																																			
熊本市立千原台高等学校	普通科	80人	3年																																			
	情報科	120人	3年																																			
<p>（職員組織）</p> <p>第3条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p>（学年、学期）</p> <p>第4条 高等学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3</p>	<p>（職員組織）</p> <p>第3条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p>（学年、学期）</p> <p>第4条 高等学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3</p>																																					

月31日に終る。

2 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 校長は、前項の規定にかかわらず学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長は、あらかじめ熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

（休業日）

第5条 高等学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(7) 学年を通じ12日以内で校長において指定する日

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

3 前条第3項の規定により2学期とする学校にあって

月31日に終る。

2 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 校長は、前項の規定にかかわらず学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長は、あらかじめ熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

（休業日）

第5条 高等学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(7) 学年を通じ12日以内で校長において指定する日

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

3 前条第3項の規定により2学期とする学校にあって

用語の整備（主語の後には読点を打つとされているので、その例にならったもの。）

は、校長は、第1項の休業日のほかに、秋季休業日を別に定めることができる。この場合において、当該休業日及び第1項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

4 第1項第7号の指定、第2項の変更及び前項の秋季休業日の設定を行う場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(臨時休業日)

第6条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、その旨を速やかに委員会に報告しなければならない。

(振替授業)

第7条 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、あらかじめ委員会に届け出て授業日と休業日を振り替えることができる。

(教育課程)

第8条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により校長が編成し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

2 卒業までに履修させる教科、科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業日時数並びに総合的な探究の時間の授業時数及びその単位数に関する事項は、校長が定める。

は、校長は、第1項の休業日のほかに、秋季休業日を別に定めることができる。この場合において、当該休業日及び第1項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

4 第1項第7号の指定、第2項の変更及び前項の秋季休業日の設定を行う場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(臨時休業日)

第6条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行なわないことができる。この場合においては、その旨を速やかに委員会に報告しなければならない。

(振替授業)

第7条 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、あらかじめ委員会に届け出て授業日と休業日を振り替えることができる。

(教育課程)

第8条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により校長が編成し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

2 卒業までに履修させる教科、科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業日時数並びに総合的な探究の時間の授業時数及びその単位数に関する事項は、校長が定める。

用語の整備

用語の整備。「行なう」という用例も、古い法律及び条例に存在する。しかし、比較的新しい法律及び条例では「行う」という用例が圧倒的に多い。そこで、この機会に修正することとしたもの。

3 卒業までに修得させる単位数については、校長が定める。

(学習の評価)

第9条 生徒の学習の評価については、高等学校学習指導要領に示されている各教科、科目の目標及び総合的な探究の時間のねらいを基準として、校長が定める。

(単位の認定)

第10条 校長は、生徒が学校所定の教科、科目を履修し、その成果が、教科、科目の目標から見て満足できると評価された場合には、単位の修得を認定する。

2 校長は、生徒が総合的な探究の時間において所定の活動を行い、その成果が、総合的な探究の時間のねらいから見て満足できると評価された場合には、単位の修得を認定する。

3 各教科・科目及び総合的な探究の時間の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、単位の修得を認定しないことができる。

(卒業の認定)

第11条 校長は、生徒が第8条第3項の規定によって定められた教科、科目、総合的な探究の時間の単位を修得し、特別活動の成果がその目標から見て満足できると評価された場合には、高等学校の全課程を修了したことを認定する。

(卒業証書の授与)

3 卒業までに修得させる単位数については、校長が定める。

(学習の評価)

第9条 生徒の学習の評価については、高等学校学習指導要領に示されている各教科、科目の目標及び総合的な探究の時間のねらいを基準として、校長が定める。

(単位の認定)

第10条 校長は、生徒が学校所定の教科、科目を履修し、その成果が、教科、科目の目標から見て満足できると評価された場合には、単位の修得を認定する。

2 校長は、生徒が総合的な探究の時間において所定の活動を行い、その成果が、総合的な探究の時間のねらいから見て満足できると評価された場合には、単位の修得を認定する。

3 各教科・科目及び総合的な探究の時間の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、単位の修得を認定しないことができる。

(卒業の認定)

第11条 校長は、生徒が第8条第3項の規定によって定められた教科、科目、総合的な探究の時間の単位を修得し、特別活動の成果がその目標から見て満足できると評価された場合には、高等学校の全課程を修了したことを認定する。

(卒業証書の授与)

第12条 校長は、前条の規定により修了を認定した生徒に対して卒業証書を授与する。

(志願手続)

第13条 入学志願者は、入学願その他必要な書類を志願先の校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第14条 校長は、選抜に基づいて入学志願者に対して入学を許可する。

(入学手続)

第15条 入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する者をいう。以下同じ。）及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第16条 保証人は、熊本市又は近隣の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2 生徒、保護者又は保証人は、保護者若しくは保証人が死亡し、若しくは保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(退学)

第17条 退学しようとする生徒は、その事由を明記し、

第12条 校長は、前条の規定により修了を認定した生徒に対して卒業証書を授与する。

(志願手続)

第13条 入学志願者は、入学願その他必要な書類を志願先の校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第14条 校長は、選抜に基づいて入学志願者に対して入学を許可する。

(入学手続)

第15条 入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する者をいう。以下同じ。）及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第16条 保証人は、熊本市又は近隣の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2 生徒、保護者又は保証人は、保護者若しくは保証人が死亡し、若しくは保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(退学)

第17条 退学しようとする生徒は、その事由を明記し、

保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

(転学)

第18条 転学しようとする生徒は、その事由を明記し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 転学しようとする生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付するものとする。
- 3 転学先の校長は、転学を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転入を許可することができる。
- 4 前項の規定により転学を許可された者については第15条の規定を準用する。

(留学)

第18条の2 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。
- 3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、**36単位**を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程

保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

(転学)

第18条 転学しようとする生徒は、その事由を明記し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 転学しようとする生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付するものとする。
- 3 転学先の校長は、転学を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転入を許可することができる。
- 4 前項の規定により転学を許可された者については第15条の規定を準用する。

(留学)

第18条の2 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。
- 3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、**30単位**を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程

認定の上限が36単位となっていることに伴う改正。

の修了又は卒業を認めることができる。

(編入学)

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学しようとする者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学しようとする者について、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

3 前項の規定により入学を許可された者については、第15条の規定を準用する。

(休学)

第20条 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない生徒は、その事由及び期間を明記し、保護者連署のうえ、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。

3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、休学の期間を満2年まで延長することができる。

4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない生徒については、除籍するものとする。

(復学)

の修了又は卒業を認めることができる。

(編入学)

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学しようとする者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学しようとする者について、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

3 前項の規定により入学を許可された者については、第15条の規定を準用する。

(休学)

第20条 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない生徒は、その事由及び期間を明記し、保護者連署のうえ、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。

3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、休学の期間を満2年まで延長することができる。

4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない生徒については、除籍するものとする。

(復学)

用語の整備

用語の整備

第21条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、保護者連署の上、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

2 校長は、休学の事由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。

第21条の2 第15条、第17条から第18条の2まで、第20条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による手続をしようとする者が成年者であるときは、当該手続における保護者の署名は要しないものとする。

(授業料等)

第22条 授業料、入学考査手数料、入学料等の徴収及び減免については、熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）の定めるところによる。

2 校長は、授業料を滞納中の生徒に対して出席を停止することができる。

3 校長は、授業料の滞納が1月を超える生徒に対しては、除籍することができる。

(表彰)

第23条 校長は、生徒の本分を守り他の模範となる生徒又は特に賞賛に値する行為があった生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第24条 校長及び教員は、教育上必要があると認めると

第21条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、保護者連署の上、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

2 校長は、休学の事由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。

第21条の2 第15条、第17条から第18条の2まで、第20条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による手続をしようとする者が成年者であるときは、当該手続における保護者の署名は要しないものとする。

(授業料等)

第22条 授業料、入学考査手数料、入学料等の徴収及び減免については、熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）の定めるところによる。

2 校長は、授業料を滞納中の生徒に対して出席を停止することができる。

3 校長は、授業料の滞納が1月を超える生徒に対しては、除籍することができる。

(表彰)

第23条 校長は、生徒の本分を守り他の模範となる生徒又は特に賞賛に値する行為があった生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第24条 校長及び教員は、教育上必要があると認めると

<p>きは、生徒に懲戒を加えることができる。</p> <p>2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が<u>行う</u>。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して<u>行う</u>ことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 正当の理由がなくて出席常でない者</p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(書類の様式等)</p> <p>第25条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、校長が別に定めるところによる。</p> <p>2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>きは、生徒に懲戒を加えることができる。</p> <p>2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が<u>行なう</u>。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して<u>行なう</u>ことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 正当の理由がなくて出席常でない者</p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(書類の様式等)</p> <p>第25条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、校長が別に定めるところによる。</p> <p>2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>用語の整備</p> <p>用語の整備</p>
--	--	---------------------------

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 熊本市立千原台高等学校の普通科及び情報科は、この規則による改正後の第2条の規定にかかわらず、令和5年3月31日にこれらの学科のいずれかに在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。